

有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者 1 者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

1. 指名停止業者及び措置の内容

日新興業株式会社

期間：令和 7 年 4 月 25 日～令和 7 年 6 月 5 日（6 週間）

範囲：近畿運輸局管内

2. 指名停止の理由

日新興業株式会社は建設業法施行令第 1 条の 2 に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結していた。このことが建設業法第 28 条第 1 項第 6 号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より、監督処分（営業停止 10 日間）を受けた。

当該事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成 9 年 5 月 30 日付け官会第 1242 号）の別表第 2 第 13 号（建設業法違反行為）に該当するため。